新型コロナウィルス感染対応マニュアル

このことについて、佐世保市と畜場及び佐世保市地方卸売市場食肉市場内における

対応方針を以下の通りとする。

なお、この対応については、感染が収束するまでの間とする。

**①職員の感染予防策について**

（1）自宅にて体温測定の実施（37.5℃未満であれば出社可能）

（2）マスクの着用の徹底

（3）咳エチケットの実施（咳をする場合に口・鼻をティッシュで覆う）

（4）手洗い・うがいの徹底

（5）アルコール消毒の徹底

（6）人込みなどへの外出を控える

（7）商談及び生産現場等また感染者確認県への出張についても控える。

また、感染県からの訪問についても自粛を促す。

　　（出向く際は出発時の体温を測定し平熱を確認。マスク着用・消毒を行う）

**②感染の疑いが生じた場合の対応**

（1）風邪に似た症状が発症し、37.5℃以上の発熱があった場合は速やかに所属長に連絡し自宅待機とする。（ただし、3日間待機中に高温・症状が重度の場合は病院等で診察指示を受ける。）

（2）（1）の症状が4日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合には、保健所などに設置されている「帰国者・接触者相談センター」に問い合わせる。

（3）「帰国者・接触者相談センター」が案内する医療機関から外出自粛の指導があった場合は、速やかに所属長に連絡し出勤が認められるまで自宅待機とする。

（4）37.5℃以上の発熱をした場合の勤務対応については、別紙「新型コロナウィルスに感染の疑いが生じた場合の勤務管理について」に基づき対応する。

**③職員が濃厚接触者となった場合**

保健所が濃厚接触者と指定した日から14日「自宅待機」する。

濃厚接触者とは新型コロナウィルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触があったもの。このいずれかに該当すれば保健所に問い合わせる。

**④感染者が発生した職場の対応**

保健所の指示に基づき個別に対応する。

令和2年3月11日